

創業前、創業後1年未満の事業主の皆様へ

三郷市は、特定創業支援事業による支援を受けている創業前、創業後1年未満の市内中小企業者に対し、**事業所等運営経費、広告宣伝費、商業登記費**の補助を行います。

三郷市きらりとひかれ 起業家応援事業補助金 のご案内

補助対象者

- (1) 市内に事業所等を設置し、または設置しようとしている者
- (2) 市内において事業計画を有する者
- (3) 市税(国保税含む)を完納している者
- (4) 許認可等を必要とする業種の起業にあっては、既に当該許認可等を受けている者
- (5) 産業競争力強化法第2条第25項に規定する特定創業支援事業による支援を受けている者

補助金申請のときに必要な書類

- ◆特定創業支援認定時に書類をお渡しします。
- ① 申請書兼請求書
 - ② 経費明細書
 - ③ 補助対象経費に関わる領収書
 - ④ 個人営業届出済証明書請求書
(個人事業の場合に限る。)
 - ⑤ 営業許可証の写し
(許認可を必要とする業種の場合に限る。)
 - ⑥ 市税納税証明書
 - ⑦ 産業競争力強化法第2条第25項に規定する特定創業支援事業による支援を受けていることを証する書類
 - ⑧ 個人事業者の場合にあっては当該個人の住民票、法人の場合にあっては登記事項証明書
 - ⑨ その他市長が必要と認める書類

「登記を行うときに」
「事務所のパソコン等備品の購入に」
「事務所の机、棚などの備品購入に」
「チラシ作製や広告宣伝を行うときに」

～未来を切り開く
創業者を応援します！！～

補助対象経費・補助金額

補助対象経費

- (1) 事業所等の運営に係る設備・備品購入費
(消耗品費を除く。)
- (2) 広告、チラシ製作・配布に要する費用
- (3) (法人) 設立登記に要する費用
- (4) (個人) 商号登記に要する費用

補助率

対象経費の1/2

補助金の額

上限30万円

※ 1,000円未満の端数があるときは切り捨て
※ 補助金の受付は予算が満額に達し次第終了します

申込み・問い合わせ

三郷市役所 商工観光課

埼玉県三郷市花和田648-1
Tel 048-930-7721 (直通)

